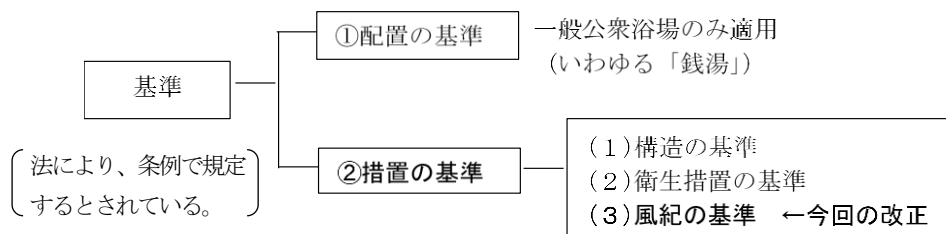


公衆浴場法施行条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国の要領改正等を踏まえ、浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない基準のうち、風紀に関する部分を改め、男女の混浴制限年齢を引き下げようとするものである。



2 改正の理由

国は、厚生労働科学研究結果（※）を踏まえ、公衆浴場における衛生等管理の基準を定めた「公衆浴場における衛生等管理要領」を改正し、男女の混浴制限年齢を「おおむね7歳以上」へと引き下げた（令和2年12月10日付け）。

一方、本県では、男女の混浴制限年齢について「12歳以上」と規定している。

以上の状況を踏まえ、男女の混浴制限年齢について規定した条項について、岩手県生活衛生関係営業審議会（令和3年3月3日開催）における意見や、県内の営業者等へのヒアリングにより、その内容の合理性・必要性の検証を行った結果、措置の基準のうち、風紀に関する部分の一部改正が必要であると判断されたこと。

※ 子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究（一部抜粋）

【背景】

児童買春・児童ポルノ禁止法において子どもの裸に関する規制が強化されてきており、また、近年増加する外国人観光客が公衆浴場を利用する際、異性が浴場にいることに対する拒否感が強いとされる。

温泉の文化的側面からの先行研究は散見されるが、子どもの発達発育と混浴について検討したものはみられないことから、入浴者すべてが安心して入浴できる子ども適正な混浴年齢に関する研究を行ったもの。

【要旨】

公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界の発展が期待される。同時に、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる。

3 改正の内容

(1) 第3条第1項第24号の改正

- 男女の混浴制限年齢及び設備の構造について規定した内容のうち、男女の混浴制限年齢についての規定を削除し、設備の構造についてのみ規定した内容とする。

(2) 第3条第1項25号の追加

- 第24号で削除した混浴制限年齢について規定する。

- ・ 男女の混浴制限年齢を「12歳以上」から「7歳以上」へと引き下げる。
- ・ 子どもの発達発育の個人差、要介助児等への配慮並びに家族風呂等への配慮のため、「風紀上支障がないと認められる場合には基準を適用しない」ことを認める旨の**ただし書き**を設ける。

4 施行期日

本条例の一部改正（案）については、県議会令和3年12月定例会への提案に向けて検討を進めるものであること。